

IT利活用に関する総務省の取組

総 務 副 大 臣

松 下 新 平

平成27年12月10日

本年度の成長戦略を踏まえた取組

「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

④ マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、**電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービス**や、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、**2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。**

⑤ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。

また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

⑥ 年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

具体的には、国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入、**マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続きの簡素化等**を実施していく。

① 政府調達の電子化

② 電子私書箱の実現

法人間の契約等において、法人の代表者から委任を受けた者が、個人番号カードを用いて、対面・書面なく、電子的に手続を行うことを可能とする制度的措置の実現を図る。

制度的措置の必要性

法人間で行われる電子的な取引や手続において、「安全」「安心」な情報の送受を可能とするためには、書面の作成者について、以下の点が書面の「受け手」に証明されることが必要。

①作成者の本人性

☞電子署名法で担保

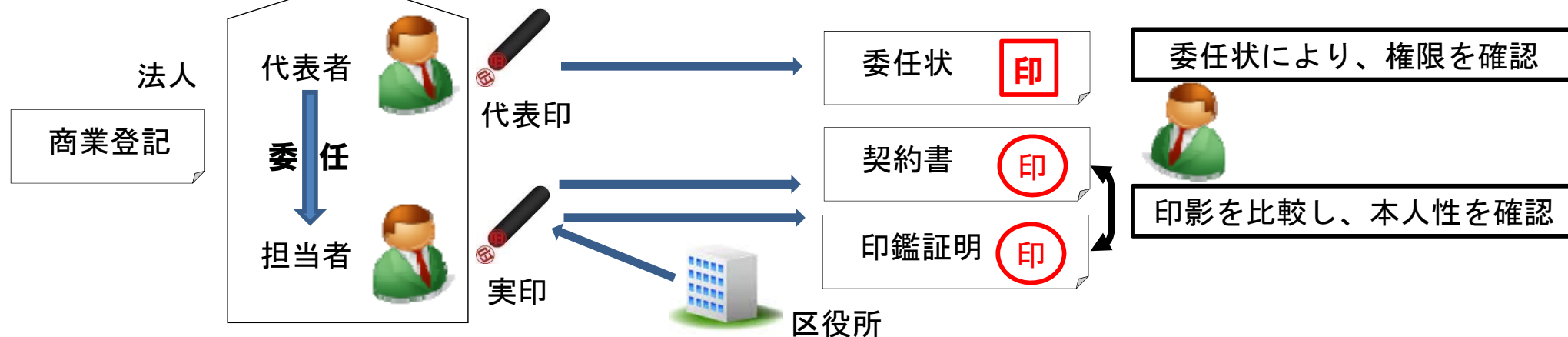
②法人の存在性

☞商業登記法で担保

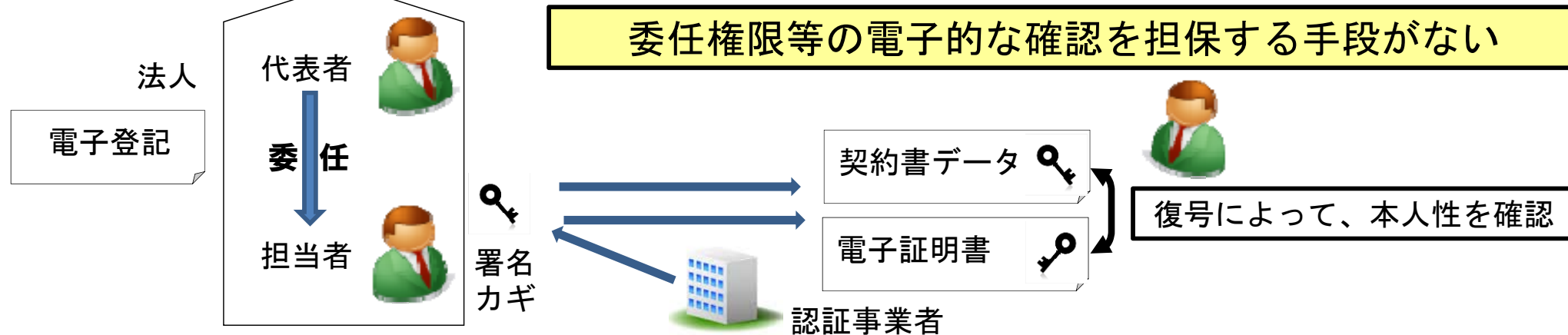
③委任権限等の存在

☞担保する方策がない

《紙の世界》



《電子の世界》



総務省における検討体制

- 平成28年1月より、個人番号カードの交付が開始。個人番号カード及び公的個人認証サービスの幅広い国民への普及等を通じて、一層の行政の効率化及び国民の利便性の向上を図る取組が重要。
- 本懇談会は、地方公共団体、国の機関、民間事業者の参加の下、システムや制度等の面から、個人番号カード及び公的個人認証サービスの具体的な普及推進策などについて検討するとともに、地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策等についての検討を実施。

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の 在り方に関する懇談会

座長：須藤 修（東京大学大学院 教授）

個人番号カード等の利活用検討WG

主査：須藤 修（東京大学大学院 教授）

- 1) 個人番号カードの具体的な利活用方策、セキュリティに配慮した普及推進策など
- 2) 地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策、海外在留者への行政サービスの提供の方法 等

公的個人認証サービス等を活用したICT利活用WG

主査：大山 永昭（東京工業大学 教授）

- 1) 下記における公的個人認証サービスの利活用推進策
①CATV等放送事業 ②郵便事業 ③通信事業
- 2) 国の行政機関における公的個人認証サービスの利活用推進策
- 3) その他官民の幅広い分野における公的個人認証サービスの利活用推進策、セキュリティ確保策

属性認証検討SWG

主査：手塚 悟（東京工科大学教授）

- ◆ 電子調達、電子私書箱における権限委任（属性認証）の仕組みの検討

スマートフォンへの利用者証明 機能ダウンロード検討SWG

主査：手塚 悟（東京工科大学教授）

- ◆ 個人番号カードに格納される利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードの仕組みの検討